

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当の額については、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額（期末手当の基礎となる給料の額を含む。）に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する市長及び副市長の退職手当の額については、本条例第4条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。

< 附則第9項関係 >

	減額前	減額後
市長の給料月額	995,000円	945,250円
副市長の給料月額	745,000円	707,750円

- (2) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。

< 附則第10項関係 >

- (3) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、本条例第4条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

< 附則第11項関係 >

		減額前	減額後
在職年数が4年間の 場合の退職手当 の額	市長	17,910,000円	14,328,000円
	副市長	8,344,000円	6,675,200円

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とします。

教育長及び病院事業管理者の期末手当

教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の減額となります。

亀山市条例第 8 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 2 月 5 日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置）

9 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 2 月 5 日までの間（次項において「特例期間」という。）に支給する市長及び副市長の給料の額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に規定する給料の月額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

10 特例期間に支給する市長及び副市長の期末手当の額については、第 3 条中「給料月額」とあるのは、「附則第 9 項の規定を適用した給料の月額」と読み替えるものとする。

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 2 月 5 日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）

11 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 2 月 5 日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。